

令和7年6月定例会

議案調査資料

税 務 部

- 議案第 81 号 郡山市税条例の一部を改正する条例…………… 2 頁
- 専決第 8 号 郡山市税条例の一部を改正する条例…………… 4 頁
- 専決第 9 号 郡山市固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例…………… 5 頁

【議案第 81 号】郡山市税条例の一部を改正する条例

1 改正の要旨

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の背景等

(1) 特定親族特別控除の創設

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容																	
法改正	【背景】 令和6年12月27日に閣議決定された令和7年度税制改正の大綱において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から新たな所得控除の創設がされることとなった。	【特定親族特別控除の創設】 ①所得控除に「特定親族特別控除額」を追加する。 ②公的年金等受給者の市民税申告義務に係る規定の整備を行う。 ③個人市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に「特定親族」を追加する。 ④公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出義務に係る規定の整備を行う。 ※③及び④各支払者に受理された場合は市長に提出されたものとみなされる。																	
	【目的】 大学生年代の親族等を有する納税義務者への新たな所得控除「特定親族特別控除額」が創設されたことから、所要の改正を行う。	【実施時期】 令和8年度以降に適用。																	
	【効果】 物価上昇局面における教育費等の負担が大きい世代への負担軽減及び大学生年代の就業調整による人手不足の解消に資する。	【特定親族特別控除の内容】 19歳以上23歳未満で合計所得金額が123万円以下の親族（特定親族）を有する場合、特定親族の合計所得の区分に応じ控除する。																	
		【特定親族特別控除の内容】 <table><tr><th>特定親族の合計所得</th><th>控除額</th></tr><tr><td>58万円超 95万円以下</td><td>45万円</td></tr><tr><td>95万円超 100万円以下</td><td>41万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>21万円</td></tr></table> <table><tr><th>特定親族の合計所得</th><th>控除額</th></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>11万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超 123万円以下</td><td>3万円</td></tr></table>	特定親族の合計所得	控除額	58万円超 95万円以下	45万円	95万円超 100万円以下	41万円	100万円超 105万円以下	31万円	105万円超 110万円以下	21万円	特定親族の合計所得	控除額	110万円超 115万円以下	11万円	115万円超 120万円以下	6万円	120万円超 123万円以下
特定親族の合計所得	控除額																		
58万円超 95万円以下	45万円																		
95万円超 100万円以下	41万円																		
100万円超 105万円以下	31万円																		
105万円超 110万円以下	21万円																		
特定親族の合計所得	控除額																		
110万円超 115万円以下	11万円																		
115万円超 120万円以下	6万円																		
120万円超 123万円以下	3万円																		

(2) たばこ税の見直し

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容
法改正	【背景】 令和5年度税制改正で防衛力強化に向けたたばこ税の税率引上げの方針決定を受け、加熱式たばこと紙巻きたばこの税率格差の解消を図る。	加熱式たばこの課税方式見直し 【改正前】 「重量と価格」を「紙巻たばこの本数」に換算 重量：加熱式たばこ 0.4 g を紙巻きたばこ 0.5 本に換算 価格：加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの 0.5 本に換算 【改正後】 ① 加熱式たばこ（スティック型）の重量 0.35 g をもって紙巻たばこ 1 本に換算 ② 加熱式たばこ（スティック型以外）の重量 0.2 g をもって紙巻きたばこ 1 本に換算 【実施時期】 第一段階：令和8年4月1日 改正前換算本数×0.5+改正後換算本数×0.5 （経過措置あり） 第二段階：令和8年10月1日 改正後の換算本数
	【目的】 税率格差が存在する加熱式たばこについて、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とする等の課税方式の見直しを行う。	
	【効果】 加熱式たばこと紙巻きたばこの税負担の適正化に資する。	

(3) 公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容
法改正	【背景】 「デジタル社会形成基本法等の一部改正」により、公示送達（名宛人の所在不明時に公示後一定期間で法的効果を生ずさせる制度）のデジタル化が進められた。	【公示送達の見直し】 ①公示送達のデジタル化 公示事項を不特定多数の者が閲覧できる状態にする措置（インターネットを通じて閲覧できる方法）を追加。 ②デジタルと従来手法の併用 従来の掲示場に掲示する方法に加えて、電子的な表示手段を導入し、閲覧する機会を拡充。
	【目的】 公示送達のデジタル化を進め、インターネットを通じて公示事項を閲覧可能にすることで、効率化と利便性を向上させる。	
	【効果】 公示事項の検索性が向上し、通知の到達可能性が高まるとともに、デジタル化対応が進むことで、効率的かつ透明性の高い公示送達の実現が見込まれる。	

【専決第 8 号】郡山市税条例の一部を改正する条例

1 改正の要旨

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

2 改正の背景等

(1) 二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税種別割）

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容					
法改正	【背景】 令和 7 年度地方税制改正が行われた。	【車両区分の追加】 総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kW（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円（50cc 原付と同額）とする。					
	【目的】 現行の50cc原付バイクは、令和7年11月排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となるため、排ガス規制への対応可能な新基準原付の車両区分を追加する。						
	【効果】 軽自動車税（種別割）の適正化に資するとともに、課税体制の明確化が図られる。						
		改正前		改正後			
		区分		税額 (年額)		税額 (年額)	
		第一種 一般原付	0.05L 又は 定格出力 0.6kW 以下	2,000 円	第一種 一般原付	0.05L 又は 定格出力 0.6kW 以下	2,000 円
					第一種 一般原付	0.125L かつ 最高出力 4.0kW 以下	2,000 円
		第一種 特定原付	定格出力 0.6kW 以下	2,000 円	第一種 特定原付	定格出力 0.6kW 以下	2,000 円

新設

(2) 長寿命化に資する大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税（家屋）の減額措置に係る申告制度の拡充

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容
法改正	【背景】 令和 7 年度地方税制改正が行われた。	【申告制度の拡充】 長寿命化に資する大規模修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置を適用するためには、区分所有者からの申告書の提出が必要であるが、マンション管理者等からでも減額措置の要件を具備している書類の提出があった場合には、この申告書の提出がなくても減額措置を適用ができる規定を新設する。
	【目的】 マンションなどの区分所有に係る家屋の固定資産税減額について、その納税義務者からの申告制度を拡充し、住宅の管理者等からの書類提出により減額措置を受けられるようにする。	
	【効果】 区分所有に係る住宅の納税義務者が個別に減額の申告をする必要がなくなり、負担軽減が図られる。	

(3) その他、地方税法等の改正に伴う、引用条項ズレの修正等所要の改正

【専決第 9 号】郡山市固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例

1 制定の要旨

令和 7 年度分の固定資産税及び都市計画税の納税通知書発送延期に伴い、郡山市税条例で定める納期限の特例条例を設ける。

2 制定の背景等

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容		
市独自	【背景】 令和 7 年度分の固定資産税（土地）算定において、固定資産税算定プログラムの誤りが判明し、当初予定していた 5 月 15 日に誤りがあったことから、納税通知書の発送が当初予定していた 5 月 15 日から 1 か月延期となった。	【固定資産税及び都市計画税の納期変更】 ・ 固定資産税及び都市計画税の第 1 期の納期を変更する。 ・ 第 2 期から第 4 期までの納期は変更しない。		
	【目的】 郡山市税条例で定める固定資産税及び都市計画税の第 1 期納期限について、固定資産税及び都市計画税の納税通知書発送の時期に合わせた変更を行う。	期別	現行	変更
		第 1 期	5 月 16 日から同月 31 日	6 月 17 日から同月 30 日
		第 2 期	7 月 16 日から同月 31 日	現行と変更なし
		第 3 期	9 月 16 日から同月 30 日	
	【効果】 変更後の納期に合わせた適切な賦課事務及び収納事務が行うことができる。	第 4 期	12 月 16 日から同月 31 日	